

『大手・中小二分論』に対する疑問

2005年9月7日 上柳敏郎

1-1 (貸し手規模による区分論) 大手(資本金5～10億)については行為規制(主に書面要件)を緩和して、超過利息の保持を確実にさせるという提案について

- もともと競争で優位にある者を、さらに優遇する必要はない。
- 行為規制緩和の理由に、貸し手の事業規模とは根拠にならない。

1-2 中小については金利規制を緩和する(行為規制は緩和しない)という提案について

- 高い金利帯を放任すると、返済(大手への)のための借金を助長する。
- 「棲み分け」の保障は「市場原理による金利引下げの実現」と矛盾する。

2-1 (借り手規模による区分論) 個人超小口(5万まで)は40～45%、個人小口(5～50万)は35～40%、個人大口(50万超)は30～35%、という提案について

- 元本額区分に応じた上限金利は、現行利息制限法が設定済み。
- 全体的な制限利率引上げの根拠はない。

2-2 法人小口は35～40%、法人大口は30～35%、中堅・大企業は青天井、という提案について

- 「急場のつなぎ資金」という想定を、中長期的な制度設計の基礎に据えるのは適切ではない。中小企業の健全な資金調達に反する。
- 中堅・大企業は、貸金業者からの借入に依存していない。規制を撤廃しても、貸金業者のビジネスチャンスは拡大しない。

3-1 暴利禁止は民事法の大原則

- 法秩序や人権の最後の守り手である最高裁判所が、繰り返し利息制限法1条1項の尊重を説いていることを重く受け止めるべきである。
- 「債務者保護のために譲ることのできない一線と現実に行われている金利とが余りにかけはなれている現状」（昭和29年出資法制定当時の立法担当官による）は解消されなければならない。
- みなし弁済規定は、「5年間の暫定的な措置」（第98回国会参議院大蔵委員会昭和58年3月3日4号）として導入されたものに過ぎなかった。

3-2 結論

- 利息制限法は、暴利禁止のための最低限の規制水準である。
- 「利息制限法の範囲内での競争」こそが、あるべき姿である。